

3 能獣対協発第 1 1 号

令和 3 年 1 1 月 1 8 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県能代市上町 1 番 3 号

能代市鳥獣被害対策協議会

会 長 齊 藤 正 美



令和 2 年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）に関する  
改善計画について

令和 2 年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

## 記

### 1 事業の導入及び取組の経過

能代市は、秋田県の北西部に位置し、市の北部は山本郡八峰町及び藤里町、南部は三種町とそれぞれ隣接している。西部は日本海に面しており、東部は北秋田市と隣接している。市の北東部は世界自然遺産白神山地から続く山々が連なり、常盤川及び種梅川の兩岸に農地が広がっている。

ニホンザルによる農作物被害は市の北部に集中している。平成 1 4 年に種梅川沿いの北端の梅内地区で、常盤川沿いの大柄地区・山谷地区では平成 1 5 年からサルが出没しており、それぞれの地域で個体数が増加し被害が拡大している。このことから、恒常的に発生しているツキノワグマ被害と併せ平成 2 0 年度に能代市鳥獣被害防止計画を策定し、能代市サル被害対策地域協議会（現 能代市鳥獣被害対策協議会）を設置した。

また、平成 2 2 年度には能代市鳥獣被害対策実施隊も設置し被害防止に取り組んでいる。

主に実施隊の追い上げや巡視員の見回りは鳥獣被害防止総合対策交付金を活用している。市単独財源による補助金では、銃器やはこ罟の設置による捕獲や被害地区住民による追い上げ花火の配布、放任果樹対策による環境整備を行っている。

## 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

ニホンザルについては群れで行動しており、平成30年から令和2年は出沒頻度や目撃回数が以前に比べて増加している中、巡視の強化や迅速な追い上げ等により結果として被害金額を抑えることができ局所的な農作物被害を抑えることができた。しかしながら、広範囲にわたりニホンザルが出沒しており被害面積が増加している。広範囲にわたる出沒を防ぐ必要がある。

ツキノワグマについては奥山での木の実の不作もあり、令和2年から急激に出沒頻度や目撃回数などが増加し、農作物等にも多大な被害が発生した。実施隊による捕獲強化のほか、防災無線やチラシ・看板による注意喚起を行い被害防止に努めたが結果として被害面積目標を上回る結果となった。毎年出沒箇所が概ね定まっていることから実施隊の方々と連絡を取り、迅速に許可を取得し捕獲できる体制を整える必要がある。

## 3 実績及び改善計画

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

| 区 分             | 指 標          | 対象鳥獣   | 被害防止計画の達成状況       |                            |                 |                |                     | 達成率<br>(%) | 備考 |
|-----------------|--------------|--------|-------------------|----------------------------|-----------------|----------------|---------------------|------------|----|
|                 |              |        | 目 標<br>(R2年)<br>③ | 基準年度<br>の実績<br>(H29年)<br>② | 1 年 目<br>(H30年) | 2 年 目<br>(R1年) | 3 年 目<br>(R2年)<br>① |            |    |
| 被害防止計画(被害の軽減目標) | 被害金額<br>(千円) | ニホンザル  | 1,113             | 1,391                      | 1,664           | 3,422          | 1,050               | 123        |    |
|                 | 被害面積<br>(ha) |        | 0.66              | 0.84                       | 0.86            | 4.00           | 4.58                | -2,078     |    |
|                 | 被害金額<br>(千円) | ツキノワグマ | 3,921             | 4,965                      | 1,167           | 1,364          | 1,227               | 358        |    |
|                 | 被害面積<br>(ha) |        | 2.00              | 2.52                       | 0.72            | 4.16           | 3.10                | -112       |    |
|                 | 被害金額<br>(千円) | イノシシ   | 0                 | 1                          | 0               | 0              | 0                   | 100        |    |
|                 | 被害面積<br>(ha) |        | 0                 | 0.002                      | 0               | 0              | 0                   | 100        |    |
|                 | 被害金額<br>(千円) | ニホンジカ  | 未然防止              | 0                          | 0               | 0              | 361                 | -          |    |
|                 | 被害面積<br>(ha) |        | 未然防止              | 0                          | 0               | 0              | 1.142               | -          |    |
|                 | 被害金額<br>(千円) | 合 計    | 5,034             | 6,357                      | 2,831           | 4,786          | 2,638               | 281        |    |
|                 | 被害面積<br>(ha) |        | 2.66              | 3.362                      | 1.58            | 8.16           | 8.822               | -778       |    |

注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。

2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。

3 各指標の合計も記載すること。

4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

#### 4 改善方策

- (1) 田畑への鳥獣の侵入、誘引を防ぐため、放任果樹伐採助成や協議会や市の侵入防止柵設置補助金について周知する。特に被害が大きい農家に対して重点的に周知する。
- (2) クマが頻繁に目撃されている地域について、緩衝帯の整備事業の周知を図る。
- (3) 実施隊、市、地域住民の情報共有を密にし、追い上げや捕獲を強化する。
- (4) 実施隊の担い手を確保するため、狩猟免許取得の助成等の情報の周知を行う。
- (5) ニホンザルの捕獲に関して、大型捕獲施設の導入を検討する。

#### 5 改善計画を実施するための推進体制

| 協議会の名称    |                 | 能代市鳥獣被害対策協議会                                                                     |
|-----------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 構成機関の名称   |                 | 役割                                                                               |
| 能代市       | 環境衛生課           | 鳥獣保護の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。<br>ツキノワグマによる人身被害を防止する目的に限り口頭又は書面により捕獲許可を行う。           |
|           | 農業振興課<br>環境産業課  | 農林業振興の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。また、協議会の事務局となり、各組織との連携・調整を図る。                          |
| 能代警察署     |                 | 銃器や火薬の使用に関する指導・監督や鳥獣害対策への提言・助言を行う。                                               |
| 山本地方連合猟友会 |                 | 銃器等を用いた追い上げ活動等に直接関わる団体の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。                                     |
| 農業関係      | J A あきた白神       | 農業者の組織団体としての立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。                                                |
|           | J A 果樹部会        | 今後、被害の増加が予想される果樹について、果樹部会のネットワークを活用して、被害や出没状況を把握・報告するとともに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。       |
|           | 多面的機能発揮促進事業取組団体 | 農地保全の立場から、事業実施への影響や被害地区の実態をもとに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。                                  |
| 自治会、町内会   |                 | 被害地域の自治会、町内会として、被害や出没状況を把握・報告し、鳥獣害対策への提言・助言を行うとともに、被害防止対策の内容や実施状況について地域へ発信・周知する。 |
| 白神森林組合    |                 | 森林整備・保全の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。                                                    |

|                                 |                                              |
|---------------------------------|----------------------------------------------|
| 鳥獣保護巡視員                         | 鳥獣保護の専門家としての立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。            |
| 秋田県山本地域振興局<br>(森づくり推進課、農業振興普及課) | 行政の上部組織としての立場から、情報提供を行うとともに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。 |

(学識経験者等第三者の意見) 鳥獣保護員 藤原 巖

私たちが暮らす地域では、人口減少と少子高齢化が進み山林原野の管理が困難となり放置状態が続いている。これにより、緩衝帯がなく鳥獣が人里に出没しやすい状況となっている。

また、山の実が不作となり、食料を求めて鳥獣が人里へ出没するケースが増えている。

鳥獣が人里へ侵入し農作物被害等を減らすためには「円滑な捕獲活動」、「鳥獣が農地へ侵入することを防ぐ」が必要になってくる。

円滑な捕獲活動を行うにあたって、センサーカメラを出没箇所へ設置する必要がある。ツキノワグマはエサを求めて移動するため、出沒箇所には食料がなくなるまで来る傾向にある。そこでセンサーカメラを1か月間設置し、出沒頻度を確認、また被害の程度を現場の状況から把握し捕獲につなげていく。また捕獲が必要になったとき円滑に捕獲ができるように実施隊、地域の方、市が常日頃親密な関係になっておく必要がある。

鳥獣が農地へ侵入することを防ぐことについては、電気柵の設置が効果的である。短期間での設置では効果が出ないため、1年以上長期にわたり設置することが望ましい。そうすることで鳥獣に対して侵入してはいけない場所だという認識付けをさせることができる。

鳥獣による被害が少しでも少なくなることを願います。